

(別記 1)

県営林産物売払入札者心得

第 1. 入札は、すべて地方自治法、同施行令並びに大分県契約事務規則によって行います。

第 2. 次の各号の一に該当する者は、入札に加わるできません。

なお、1 及び 7 を除きその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

1. 当該入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
2. 過去 2 ヶ年間に競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは、不正の利益を得るため連合した事実があった者。
3. 過去 2 ヶ年間に落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた事実があった者。
4. 過去 2 ヶ年間に監督又は検査に際し、係員の職務執行を妨げた事実があった者。
5. 過去 2 ヶ年間に正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
6. 前 2 から 5 の一に該当する事実があった後、2 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
7. 入札者が代理人でその委任状をもたない者。

第 3. 入札者は、契約条項、物件明細を熟知のうえ、入札してください。

第 4. 入札保証金の納付及び還付等については、次によります。

1. 入札するには、見積価格の 100 分の 5 以上（円未満切上げ）の入札保証金を納めなければなりません。

なお、入札保証金は、現金又は銀行振出の小切手とします。

2. 入札保証金は、入札終了後還付します。ただし、落札者に対しては、契約保証金の納付の際還付します。また、落札者は書面による要求により、入札保証金を契約保証金に充当することができます。

3. 落札者が契約を結ばないとき、入札保証金は県に帰属します。

第 5. 入札書記載方法

1. 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。
2. 入札書の記載事項について、訂正又は削除したときは、その箇所に訂正印を押してください。
3. いったん提出した入札書の書換え、引換え又は取消しをすることはできません。

第 6. 入札は県の予定価格以上で最高のものを落札とします。落札となる同額の入札をした者がある場合は、くじ引きによって決定します。

第 7. 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 7 日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出してください。

第 8. 《無効入札》

次の各号の一に該当する入札があったときは、これを無効とします。

1. 入札者として、資格のない者のした入札。
(前記第 2 に該当する者のした入札)
2. 競争に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
3. 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札。
4. 同一の入札について 2 以上の入札をした者のした入札。
5. 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札。
6. 入札金額の訂正に訂正印のない入札。
7. 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
8. 物件番号の記載のない入札。